

# 特定施設入居者生活介護・運営規程

## 第1条 (本規程の目的)

この規程は、介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下「特定施設等」という。）の運営を行うに当たって、特定施設入居者生活介護等利用契約（以下「利用契約」という。）第3条の規定により、事業の運営について重要な事項を定めるものであり、事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うことを目的とします。

## 第2条 (運営の方針)

- 1 特定施設入居者生活介護の提供は、利用者(特定施設等の利用契約者をいう、以下同じ。)に対し、利用契約書第4条ならびに第5条に定めるサービスについて、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- 2 ホームが提供する特定施設等のサービスは、介護保険法令等の内容に沿ったものとします。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、必要とされるサービスの提供に努めます。
- 4 サービスの提供は、個別の介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画(以下、「特定施設等サービス計画」という、以下同じ。)を作成し、利用者の同意のもとに実行します。
- 5 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示し本人のあらかじめの同意を得て取り扱うものとし、個人情報保護法に精神に立って、個人情報の管理等に努めます。
- 6 利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

## 第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| ①名称      | 介護付有料老人ホーム・ヒルサイド羽黒 |
| ②所在地     | 山形県南陽市柵塚 1410番地    |
| ③特定施設の類型 | 混合型(自立・要支援・要介護者)   |

## 第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名(常勤専従) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2)従業者
  - ①生活相談員 1名(常勤専従) 入居相談及び生活相談等の業務を行う。
  - ②看護職員 1名(常勤専従) 入居者の健康相談及び健康管理等の業務を行う。
  - ③機能訓練指導員 1名(看護職など資格者が兼務) 機能訓練等の業務を行う。
  - ④介護職員 10名以上(常勤専従) 要介護者等への介護業務を行うが、要介護者等へのサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入居者にもサービスの提供を行う。
  - ⑤計画作成担当者 1名(常勤兼務) 介護サービス計画作成を業務とするが、業務に支障がないときは、介護職員の業務も行う。
  - ⑥栄養士 1名(常勤専従) 必要な栄養管理と献立作成や食事関連の相談業務を行う。
  - ⑦その他職員としては、事務及び管財担当職員・食事提供の調理師等を若干名配置しスムーズな業務運営を行う。

## 第5条 (入居定員及び居室数)

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は次のとおりとする。 ・入居定員は49名、居室数は40室とします。

## 第6条 (特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険給付の1割～3割(市町村よりの介護保険負担割合証の通知により)の額とする。尚、その他サービス料金も含め、利用者が負担する費用の額は「要介護認定等に伴う確認書」に示します。

- ①入浴、排泄、食事等介護及び清掃、洗濯等の日常生活上の世話
  - ②日常生活動作の機能訓練（週5回・祝祭日は除く）
  - ③健康管理（年2回の健康診断、日常の健康チェック）
- ※日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。尚、この場合には、利用者又は家族より承諾を得て行う。

#### 第7条（利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続）

介護居室に移り介護を受けながら日常生活を営むことが必要となった場合は、

- ①事業者の指定する医師の意見を聴く
- ②緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける
- ③住み替え後の居室及び介護の内容、住み替え後の権利の内容、占有面積の変更に伴う費用負担の増減等について、入居者及び身元引受人等に説明を行う
- ④身元引受人等の意見を聴く
- ⑤入居者の同意を得る

以上の手続を経て、住み替え前の居室の利用権を本人の同意を得て変動させ、新たな居室の利用権を設定します。居室の占有面積の増加や減少による入居前払金の差額が発生する場合は、差額分に対し退去時の返還金算式に準じ追加徴収や返還の手続を行います。又、毎月の家賃は住み替え後の居室料金となります。

#### 第8条（ホームの利用に当たっての留意事項）

「一般居室等の使用細則」、「共用施設等の利用細則」等に記載のとおり、居室の利用、共有施設・設備の利用については、他の迷惑にならないよう規則をお守りいただきます。

#### 第9条（緊急時等における対応）

- 1 利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行います。
- 2 緊急医療を要する場合は、管理規程別表IV-2②の健康管理サービス（緊急時対応）に対応方法を示しています。
- 3 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備をします。
- 4 事故発生防止のための委員会及び職員に対する定期的な研修を実施します。  
【安全対策担当者】安全対策委員会委員長
- 5 感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないよう次項に掲げる措置を講じます。
  - ①施設における感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね2月に1回以上開催し会議内容を従業者へ周知を図ります。
  - ②施設における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
  - ③従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為の研修並びに訓練を定期的実施します。
  - ④「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。
  - ⑤【感染対策担当者】感染対策委員会委員長

#### 第10条（非常災害対策）

- 1 非常災害が発生した場合、施設は「非常災害対策計画」及び「消防計画」に従い、入居者の避難等について適切な処置を講じます。
- 2 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練等を行います。入居者の方も参加して実施します。
- 3 スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠しています。
- 4 前項に規定する年2回以上の訓練実施に当たり、地区等の協力が得られるよう連携に努めます。

#### 第11条（虐待防止に関する事項）

利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発防止のための措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止の為の指針の整備
- ③虐待を防止する為の定期的な研修を実施します。【虐待防止担当者】虐待防止委員会委員長

#### 第12条（身体拘束に関する事項）

利用者又は他利用者等の生命体又は身体を保護するため、緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。止むを得ず身体拘束を行う場合には、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。

- ①身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3ヶ月1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②身体拘束等の適正化の為の指針を整備します。
- ③身体拘束等の適正化の為の定期的な研修を実施します。

【身体拘束等の適正化担当】身体拘束等の適正化委員会委員長

#### 第13条（業務継続計画の策定等）

- 1 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施する為に、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 従業者に対し業務継続計画について周知します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

#### 第14条（ハラスメント対策）

別に定める法人規定・就業規則（第54条・55条）に基づき、介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の債務を踏まえつつ、必要な措置を講じます。

#### 第15条（口腔衛生管理対策）令和9年3月31日までの経過措置

利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

#### 第16条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）令和9年3月31日までの経過措置

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置します。

#### 第17条（その他運営に関する重要事項）

- 1 その他運営に関する重要事項として、利用契約において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。
- 2 この規定に定める事項の他に、指定特定施設等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題の解決に当たります。
- 3 問題の対応策又は対応結果については、運営懇談会等において説明し、入居者の理解を得るよう努めます。
- 4 全従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な学習に係る必要な措置を講じます。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設け、業務の遂行体制について検証整備します。

付記

- ・令和 8年 4月1日 個別サービスの一部料金改定
- ・令和 6年 4月1日 介護報酬改定（報酬単価の変更、加算項目等の追加）
- ・令和 5年 4月1日 介護報酬改定（報酬単価の変更、加算項目等の追加）
- ・令和 3年 4月1日 介護報酬改定（報酬単価の変更、加算項目等の追加）
- ・令和 元年10月1日 消費税改定（10%）に伴い料金改定
- ・平成30年 4月1日 介護報酬改定（報酬単価の変更、加算項目の追加）
- ・平成27年 8月1日 介護サービス負担割合の文言変更
- ・平成27年 4月1日 利用料金の支払日変更
- ・平成26年 4月1日 消費税改定（8%）に伴い料金改定
- ・平成25年11月1日 運営規定内容の改定
- ・平成24年 1月1日 個別サービスの一部料金改定とサービス追加
- ・平成22年 1月1日 社会医療法人に法人形態変更
- ・平成20年 4月1日 入居一時金等の一部料金改定
- ・平成19年 6月1日 医療法人社団公徳会へ事業移行
- ・平成18年 4月1日 介護予防特定施設入居者生活介護事業の追加
- ・平成15年10月1日 事業開所・株式会社こうとく

## 要介護認定等に伴う確認書

- この書面は、市町村による要支援認定又は要介護認定(以下、「要介護認定等」という。)の確定・変更等についての内容を確認する目的と、これにより利用者が負担することになる料金の目安等を確認する目的で作成されています。

### 1. 本確認書の当事者の確認

入居者名： \_\_\_\_\_ (介護保険被保険者番号： \_\_\_\_\_)

事業者名： 社会医療法人 公徳会 介護予防特定施設入居者生活介護兼  
特定施設入居者生活介護事業所名：ヒルサイド羽黒  
( 山形県 0671900397 号)

### 2. 市町村による要介護認定等の決定・更新内容

介護保険制度による要介護認定等の(決定・更新)は次の内容でした。

- ① 要介護認定等の(決定・更新)された日： 令和 年 月 日
- ② 上記の要介護認定等の内容 (該当するものを○で示します)：  
( 自立 要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 )
- ③ 上記の要介護認定等の有効期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日
- ④ 上記の要介護認定等に伴う認定審査会の意見
- ⑤ その他の重要な事項

- 利用者に対する適切な介護の提供に必要と考えられる具体的な介護サービスの内容は、本書の確認とは別に、利用者との協議とその合意に基づき決定される「特定施設等サービス計画」によるものとします。
- 「特定施設等サービス計画」の作成・変更や内容の説明等については、利用者の希望に応じていつでも対応いたします。

### 3. 利用者の介護サービスに関する料金内容等の目安

#### ① 利用者の介護サービス利用についての負担金額 (30日利用の場合の目安)

		法定代理 受領の場合	償還払いの 場合	備考
介護保険 給付対象 サービス分	利用者負担額 [負担割合 1割・2割・3割] (A)	円	円	・30日分の目安です。 ・利用日数によりかわり ます。 ・消費税非課税です。
	法定代理受領相当分 (B)	—	円	
介護保険 給付対象外 サービス分	都度払い分 (C)	(実費) 円	(実費) 円	・実際の利用に応じて変 ります
合計 (当ホームへの支払料金の目安)		円	円	

- ・利用者負担額の負担割合1割～3割は市町村発行の介護保険負担割合証にて確認いたします。
- ・償還払いの場合には、上記(B)の部分に関して、ご自身で市区町村への手続きが必要です。
- ・上記以外に、入居契約に定める食費・管理費・家賃等が発生します。
- ・消費税については、税法により別途負担が必要です。

#### 上記の考え方

\*当ホームにおける介護予防特定施設入居者生活介護費及び特定施設入居者生活介護費(以下「介護費」という。)について

(令和6年4月1日現在): 上記(A)及び(B)

要介護認定等 の結果	介護費 の単位	介護費 の額	介護費の 目安(30日分)	法定代理受領相当分 の目安(30日分)	利用者負担分 の目安(30日分)
自立(非該当)	—	—	—	—	—

要支援1	183 単位	1,830円/日	54,900円	49,410円	5,490円
要支援2	313 単位	3,130円/日	93,900円	84,510円	9,390円
要介護1	542 単位	5,420円/日	162,600円	146,340円	16,260円
要介護2	609 単位	6,090円/日	182,700円	164,430円	18,270円
要介護3	679 単位	6,790円/日	203,700円	183,330円	20,370円
要介護4	744 単位	7,440円/日	223,200円	200,880円	22,320円
要介護5	813 単位	8,130円/日	243,900円	219,510円	24,390円

- ・介護費の単価は1単位=10.00円です。
- ・介護費は、(介護費の単位) × (単価) × (利用日数) で求め、小数点以下切り捨て。
- ・続いて法定代理受領相当分も、介護費の7割～9割で求め、小数点以下切り捨て。
- ・利用者負担分は、介護費から法定代理受領相当分(7割～9割)を差引いた1割～3割の負担となります。  
又、上記表の法定代理受領相当分と利用者負担分の金額表示は利用者負担割合が1割の場合です。

※加算の詳細は重要事項説明書や入居費用・利用料一覧表をご覧ください。

\*「保険給付対象外サービス分」の上記(C)に関する考え方

サービスの種類	利用者が必要と思われる利用料金の予定		
	単価	月額負担料金の目安	利用回数等利用の目安
通院介助 (協力医療機関以外)	2,750円/時間	円/月	回
入退院時付き添い (協力医療機関以外)	1,500円/時間	円/月	回

役所手続き代行	1,650円 / 回	円 / 月	回
買い物代行	1,650円 / 時間	円 / 月	回
買い物付き添い	1,500円 / 時間	円 / 月	回
その他			
保険給付対象外サービスのうち 別途負担が予想される費用の額 (E)		円 / 月	

- ・上記はあくまで予定であり、利用者の状況に応じて、変更する場合があります。
- ・変更については、「特定施設等サービス計画」作成時に内容を説明し、利用者の同意を得ます。
- ・請求に明細を明記し、内容及び金額をお知らせします。
- ・消費税は原則課税されます。

## ② 利用料金の支払い方法

上記の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、翌月10日までに明細をそえてご請求します。  
支払については原則として請求金額を銀行口座からの自動引き落としとし、山形銀行の普通預金口座より毎月15日(銀行休業日の場合は翌営業日)に前月分を自動振替の方法により事業者の口座にお支払いをいただきます。

## 4. 要介護認定等に伴う利用者への介護サービスに関する確認内容

- ① 「介護保険による介護費」の支払方法について (どちらかを選択してください)
- ・「法定代理受領」を選択し、事業者に対し1割～3割負担のみを支払う。
  - ・「償還払い」を選択し、事業者に対し10割全額を支払い、市区町村への請求を行う。
- ② 本契約に基づくサービスの利用に関する利用料金や支払方法について (どちらかを選択してください)
- ・同意する
  - ・同意しない
- ③ その他の確認事項

上記の内容について、説明を受け、同意内容について確認しました。

利用者名： \_\_\_\_\_ 印

立会人： \_\_\_\_\_ 印

上記の内容について、説明を行い、同意内容について確認しました。

事業者： 社会医療法人公徳会 理事長 佐藤忠宏 \_\_\_\_\_ 印      説明者： \_\_\_\_\_ 印

なお、利用者の「特定施設等サービス計画」を作成する者は下記を予定しています。

計画作成担当者名： \_\_\_\_\_

以上